

## 南伊勢町インターンシップ滞在支援補助金交付要綱

平成 29 年 7 月 6 日

南伊勢町告示第 86 号

改正 平成 30 年 7 月 13 日南伊勢町告示第 60 号

改正 令和元年 6 月 12 日南伊勢町告示第 49 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、若者等の町内でのインターンシップの増加を図り、就業機会の拡大につながることを目的とする南伊勢町インターンシップ滞在支援補助金の交付について、南伊勢町補助金等交付規則（平成 17 年南伊勢町規則第 57 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱に定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 事業者 町内に事業所、事務所又は営業所等（以下「事業所等」という。）を有する個人及び法人で、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条第 1 項に規定する適用事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を除く。）を行う者をいう。
- (2) 若者等 満 18 歳以上から満 45 歳以下の者をいう。
- (3) インターンシップ 実施期間が 3 日以上、かつ、1 日当たり実働 4 時間以上（休憩時間を含む。）の若者等の就労体験をいう。
- (4) 実習生 インターンシップを実施する若者等をいう。

### (補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 町内の事業所等でインターンシップを実施する実習生であること。
- (2) 暴力団等及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

### (補助対象事業)

第 4 条 この補助金の交付の対象となる事業は、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 事業者と実習生が雇用関係にないこと。
- (2) 実習生が事業者（法人の場合は代表者）の三親等以内の親族でないこと。

### (補助対象経費)

第 5 条 補助対象となる経費は、実習生がインターンシップを実施するために必要とする下記の費用とする。

- (1) 宿泊費 インターンシップ実施期間（実施日の前後を含む。）において、町内に滞在するために要した費用（町内宿泊施設の利用に限る。）
- (2) 交通費及び保険費 実習生が居住地からインターンシップを行う事業所等を往復するために必要な交通費及びインターンシップを実施するために加入した保険の費用

### (補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊費 1 泊当たり 2,000 円以内（千円未満切捨て）とし、かつ、実習生 1 人につき 1 年度当たり 30 泊を上限とする。
- (2) 交通費及び保険費 実習生 1 人につき 1 年度当たり 20,000 円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、南伊勢町インターンシップ滞在支援補助金交付申請書(様式第1号)と次に掲げる書類を添付してインターンシップ実施前に町長へ提出しなければならない。

- (1) インターンシップ実施計画書(様式第1号の1)
- (2) 写真付き身分証明証等の写し(学生証、運転免許証、パスポート等)
- (3) その他町長が特に必要と認める書類等

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により申請があったときは審査を行い、適当と認めたときは予算の範囲内で補助金を交付することを決定し、申請者へその旨を通知(様式第2号)するものとする。

2 町長は、前項の通知を行う場合において必要と認めたときは、条件を付することができる。

(計画の変更及び中止)

第9条 申請者は、前条に定める通知を受けた後に変更をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、南伊勢町インターンシップ滞在支援補助金変更交付申請書(様式第3号)又は南伊勢町インターンシップ滞在支援補助金中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を町長へ提出しなければならない。ただし、補助金交付決定額に変更が生じない内容については、この限りでない。

2 町長は、前項の申請を受理した場合は内容を審査し、適当と認めた場合は申請者へその旨を通知(様式第5号、様式第5号の1)するものとする。

(実績報告の提出)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに南伊勢町インターンシップ滞在支援補助金実績報告書(様式第6号)と次に掲げる書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

- (1) 宿泊費、交通費及び保険費の領収書の写し
- (2) その他、町長が必要と認めた書類等

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告を受けたときはその内容を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、申請者へその旨を通知(様式第7号)するものとする。

(請求及び交付)

第12条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に、南伊勢町インターンシップ滞在支援補助金交付請求書(様式第8号)を町長へ提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第13条 町長は、前条の規定による請求書が提出されたときは、請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 13 日南伊勢町告示第 60 号）

附 則（令和元年 6 月 12 日南伊勢町告示第 49 号）

この告示は、公布の日から施行する。